



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*6 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1

○ 告示

140 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課) 9

141 生活保護法による介護機関の指定 (") 9

142 " (") 9

143 " (") 9

144 生活保護法による指定介護機関の変更 (") 10

145 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 10

146 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 10

147 救急病院の認定 (医務課) 10

148 木材業者等の登録の変更 (林業振興課) 11

149 道路の区域変更 (道路保全課) 11

150 道路の供用開始 (") 11

○ 人事委員会告示

1 平成26年度和歌山県職員採用試験実施計画 11

規 則

和歌山県規則第6号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

別記第47号様式から別記第51号様式を次のように改める。

別記第47号様式 (第18条関係)

※
 生活保護法指定 {
 医療機関
 助産師
 施術者 } 指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第49条(生活保護法第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

(ふ り が な) 名 称			
所 在 地	(〒 —)		
連 絡 先	電話番号() —		
開 設 者			
管 理 者			
診 療 科 目 ※ (業 務 の 種 類)	内・呼・消・胃・循・小・精・神・神内・心内・ア・外・整外 形外・脳外・小外・産婦・婦・眼・耳咽・気食・皮泌・皮・泌 性・肛・リハ・放・麻・その他 ()		
	歯・矯歯・小歯		
	訪問看護・調剤薬局・柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう		
健康保険法による指定※	有・無	指定年月日	年 月 日
医 療 機 関 等 コ ー ド			
介護保険法による指定(訪問 看護又は介護予防訪問看護)	年 月 日指定		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
 申請者 (開設者)
 氏 名 ㊟

別記第48号様式 (第18条関係)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称					
事業所の所在地					
連絡先		電話番号			ファクシミリ番号
管理者					
医療機関コード等					
施設又は実施する事業の種類	事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年 月 日	介護保険法の指定を受けている事業等		
			指定等年月日	介護保険事業者番号	
居宅介護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護 ※2				
	短期入所療養介護 ※2				
	特定施設入居者生活介護 ※1				
	福祉用具貸与				
	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護 ※1					
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1					
居宅介護支援事業					
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設 ※2				
	介護老人福祉施設 ※2				
	介護老人保健施設 ※2				
	介護療養型医療施設 ※2				
特定福祉用具販売					
介護予防	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護 ※2				
	介護予防短期入所療養介護 ※2				
	介護予防特定施設入居者生活介護 ※1				
	介護予防福祉用具貸与				
	介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護 ※1					
地域包括支援センター					
特定介護予防福祉用具販売					
入居に係る必要な利用料の額 (※1、※2の場合に記入)		※1 居住費 (賃料) 円/月		※2 居宅の種類 () 居住費滞在費 円/日 食 費 円/日	

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

別記第50号様式 (第19条関係)

※
 医療機関
 介護機関
 助産師
 施術者

※
 休 止
 廃 止

生活保護法指定 届書

※
 次のとおり、休止 ・ 廃止 しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指 定 等 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	(〒 -)
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
※ 休 止 ・ 廃 止 の 理 由		
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		
再 開 の 見 通 し (休 止 の 場 合)		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
 届出者 (開設者)
 氏 名

㊟

別記第51号様式 (第19条関係)

※

生活保護法指定 医療機関
介護機関
助産師
施術者 再開届書

次のとおり再開しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指 医 療 機 関 等 指 定	指 定 番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	(〒 -)
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者 (開設者)
氏 名 ④

別記第53号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	セントケア橋本	橋本市岸上557-5 レモンハウス103	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	セントケア橋本	橋本市橋本1丁目7-1 5	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成 24. 4. 1

和歌山県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-2 01	訪問介護支援センター	田辺市たきない町22 番13号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 1. 6

和歌山県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
辻村佳廣	海南市名高428-13	ツジムラ薬局	海南市名高243-4	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 26.1.20

和歌山県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	セントケアかいなん	海南市名高504-1 サクラテナントA・B	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	和歌山市東布経丁二丁目1番地	和歌山市紀三井寺840番地の39	平成 22.4.1

和歌山県告示第145号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100563	ほほえみ・ぷらす	和歌山市梅原185-7	放課後等デイサービス	有限会社ほほえみ	和歌山市梅原185-7	平成 26.1.1

和歌山県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410142	ひとみ介護サービス	西牟婁郡すさみ町周参見4038-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	株式会社ヒトミ介護タクシー	西牟婁郡すさみ町周参見4038-1	平成 26.2.14

和歌山県告示第147号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1

3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第148号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
北山村森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 山口賢二	代表理事組合長 矢口信弘	平成25.12.27

和歌山県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町小西字大西359番6地先から同町小西字吉原314番2地先まで	旧	5.98 7.23	319.86	
同上	新	10.00 13.58	319.86	

和歌山県告示第150号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字大西359番6地先から同町小西字吉原314番2地先まで

供用開始の期日 平成26年2月14日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成26年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成26年2月14日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

1 試験日程

試験名		試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I 種 (大学卒業程度) 資格免許職 (I種と同日実施)		平成26年4月15日 予定	平成26年5月7日～ 平成26年5月23日	平成26年6月22日	平成26年7月下旬 ～8月下旬	
III 種 (高校卒業程度) 資格免許職 (III種と同日実施)		平成26年7月22日 予定	平成26年8月11日～ 平成26年8月29日	平成26年9月28日	平成26年10月中旬 ～下旬	
第1回 警察官 A	男性	平成26年2月25日 予定	平成26年3月1日～ 平成26年4月11日	平成26年5月11日	平成26年6月中旬	平成26年 7月中旬
	女性					
第2回 警察官 A	男性	平成26年6月27日 予定	平成26年7月1日～ 平成26年8月8日	平成26年9月21日	平成26年10月下旬	平成26年 11月下旬
	女性					
警察官 B	男性					
	女性					
第1回育休任期付		平成26年6月6日 予定	平成26年6月12日～ 平成26年7月2日	平成26年7月27日	平成26年8月中旬	
第2回育休任期付		平成26年12月12日 予定	平成26年12月22日～ 平成27年1月9日	平成27年1月25日	平成27年2月中旬	

2 受験資格

試験名	受験資格	
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 イ 平成5年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成27年3月末日までに卒業見込みの人	
III 種	平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）	
資格免許職	昭和50年4月2日以降に生まれた人	
警察官 A	男性	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成27年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官 B	男性	昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試験名	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験 等
I 種 資格免許職 (I種と同日実施)	和歌山市、田辺市	和歌山市
III 種 資格免許職 (III種と同日実施)	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市

警察官 A	男性	和歌山市、田辺市	和歌山市 (第2次試験、第3次試験)
	女性		
警察官 B	男性		
	女性		
育休任期付	和歌山市	和歌山市	

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は、都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験（身体障害者を対象とした職員採用選考試験等）については、実施の有無を含め未定である。